

茅野市立学校の働き方改革

～茅野市教育全体にかかわって

(グランドデザイン添付)～

(令和7年度版)

令和8年3月

茅野市教育委員会

茅野市の学校教職員の働き方改革

茅野市の学校教職員の働き方改革でめざす方向

茅野市の学校教職員働き方改革は、質の高い学校づくり、授業づくりを目指すものです。

そのためには、先生方が時間的にもゆとりをもち子どもと向き合うことが必要です。教職員としての自覚、責任を果たし、質の高い学校、授業づくりをめざします。

I 茅野市教育のめざすもの

茅野市の教育目標は「たくましくやさしい夢のある子どもを育てるひと育ち」です。その実現のために、次世代を担う子どもたちの「生きる力」を育む教育をめざしています。そのために「自ら考え、判断し、表現する力身につけ、未来を拓く確かな学力」「社会や時代がどのように変化しようとも、人としてまっすぐ生き、人を思いやる豊かな心」「心と体の健康を鍛え、たくましく主体的に生きるための人生を支える健やかな体」「健やかな心と体をフグ組む食事」の知・徳・体・食のバランスの取れた教育の実践に取り組んでいます。

学校教育では「子どものための学校・学級づくり・質の高い授業づくり」を大事にしています。そこで働き方改革の目標を「子どものための学校・学級づくり・質の高い授業づくり ～教育職員が教育活動にゆとりをもって専念でき、子どもと向き合う教育環境づくり～と設定しました。

茅野市働き方改革の核になるものが「学校と『育ちあいちの』（市教育委員会こども課）との役割分担と協働に」になります。子ども・家庭への支援を「育ちあいちの」と役割分担します。このことにより、支援の充実とともに時間的削減、精神的負担の軽減を目指します。「育ちあいちの」中心として児童相談所や警察など外部機関や市の社会福祉部門との連携を図りながら、子ども・家庭への支援を行います。

茅野市教育実現のために令和6年度から「縄文のビーナスプラン①」「縄文のビーナスプラン②」を策定しています。

縄文のビーナスプラン①では、子どもたちの多様性を包み込む学校づくりと共生社会を基本理念としてめざします。街中を子どもの学びの場と考えています。

縄文のビーナスプラン②では、地域の特色と教育的財産を生かした小中一貫教育と探求的な学びを実践方針として目指します。

また、縄文のビーナスプラン①②を通して地域と共にあり、地域づくりに参画する学校～共生社会の中の学校～をめざします。

※ II以下の項で出てくる口に囲まれた数字は、「学校と教師の業務の3分類(文部科学省作成)」に示されている数字です。

※ 以下が「学校と教師の業務の3分類の内容です

学校以外が担う業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見回り活動
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
- 10 校舎の開錠・施錠
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- 12 校内清掃
- 13 部活動

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食時間における対応
- 15 授業準備
- 16 学習評価や成績処理
- 17 学校行事の準備・運営
- 18 進路指導の準備
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

2 3 6 9 10 11 12 18 の項目については今後検討していく。

II 学校の取り組みとして

茅野市教育では以上の「学校と教師の業務3分類」の具現のために以下のような取り組みを進めています。(□番号は3分類)

◎地域と共につくる学校

1 コミュニティ・スクールの充実 4 17 (地域コーディネーターによる運営)

平成30年度から立ち上げ、令和5年度より茅野市のすべての学校で国型の学校運営協議会(コミュニティ・スクール)に発展しています。学校、地域の住民、保護者等と連携し、育てたい子ども像を共有し、責任を分かち合い、協働して児童及び生徒の育ちにかかわる風土が醸成されることを目標に取り組んできました。

学校運営協議会の中に地域コーディネーターを選出し、学習ボランティアなどとの連

絡調整を行って、学校の負担を軽減すると同時に子どもたちの教育を充実させています。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）では、学習ボランティアなどの子どもの学びのための支援や校庭整備などの学校施設整備への支援、登下校の交通安全など通学路の見守りを行っていきます。子どもたちの安心した生活を守っています。 1

2 ボランティアの方による学びの支援 15

地域の方の読み聞かせ、縄文市民科や授業、クラブ活動への支援などボランティアの方の支援は多岐にわたっています。

3 広報資料・ウェブサイトの作成 7

各学校のコミュニティ・スクール(学校運営協議会)の方の作成の協力もいただいている学校もあります。

市教育委員会に設置しているICTサポートセンターの支援委員による技術的なアドバイスをが行われています。

◎学校業務の効率化・軽減化

1 勤務時間の客観的管理・市教育委員会の把握

働き方改革を進めるために、教職員の勤務時間について、各学校で客観的に把握し、市教育委員会に提出しています。校長は教職員一人ひとりの勤務時間を把握し、適正な勤務の管理と教職員の健康管理の一つにしています。市教育委員会には必要に応じて校長へのアドバイスをしています。

2 校務のICT化 教師用タブレットの活用、クラウド利用、ネットワークの充実

令和3年度市教育委員会内にICTサポートセンターを設置しました。ICT教育への技術的支援と共に日常的な保守・管理がスムーズに行われるようにし、必要に応じて外部への依頼も行っています。

デジタル技術の活用により、C4thの活用(令和8年4月からはLINEスクールの導入)やネットワーク化により子どもの学びの情報の保存をクラウドで行うようにし、教員の負担を軽減し教育の充実を図っています。技術的相談や授業へのアドバイスも行っています。教職員のタブレット配布などの校務を効率化しています。教職員へのタブレット配布は令和7年度に100%実施しています。

3 業務支援員の配置 16

全ての学校に教育業務支援員を置き、教員の業務支援など各校で相談し合い補助的業務を行っています。

4 会議、提出物の精選化

市教育委員会の主催する会議や市への提出物は、厳選し最低限のものに今後もしていきます。

5 年間計画、日課表の改善（研究、授業準備の時間の確保、定時退庁日の設定）

各学校ごとに年間計画、日課表の改善を行い、教師がゆとりをもって研究や授業準備の時間を確保して行きます。また、週暦に定時退庁時間を設定します。

◎教育課程の改善

1 研究や授業準備のための時間確保に、各学校ごと日課表について研究をすすめ、令和8年度には新たな日課を実施します。

2 小学校教科担任制

教員の専門性が生かした指導をしやすくするように、小学校では教科担任制を導入しています。そのことでより質の高い授業にむずびついています・

3 教具や教材・印刷物(プリント)の共有化

各学校では教具や教材を共有し、教材準備の時間の短縮に生かしています。

Ⅲ 働き方改革への市教育委員会としての取組（負担軽減のための市教育委員会による伴走的支援）

1 読書活動応援センター(読書指導への支援)

平成18年に子どもの読書活動推進に関する総合的な連携推進及び連絡調整にかかわる事務を分掌するため、茅野市こども読書活動応援センターを設置しました。ことばとこころを育てる読書活動推進の応援をしています。教育職員の読書教育に負担をなくし効率化を図ることを目的としています。また、調べる学習コンクールの研修会やアドバイスも行っています

主な業務内容は、読書活動に関する助言、司書教諭、学校司書への助言、読書ボランティアの養成、活動支援などです。

2 ICTサポートセンター(ICT教育のための12名配置) ⑧

令和3年に「茅野市内小中学校ICT教育推進方針」に基づき、高度情報化が進む中において、学校教育を通じて子どもたちが情報活用能力を身につけ、情報社会において主体的に対応する力を備えられるよう、学校現場や家庭を支援するために教育委員会内に設置し、12名を配置しています。

主な業務内容は、教育の情報化の推進、プログラミング教育の実践、学校のネットワーク環境にかかわる保守や環境改善、教育職員へシステムにかかわる研修、セキュリティにかかわる研修などです。

各学校の支援員は、教育職員の身近な存在として技術的なアドバイス、具体的な指導

のアドバイスや情報提供を行うことで教職員のICT活用への大きな負担をなくし、スムーズな活用につなげてきました。

3 発達支援センターと特別支援教育支援員の配置(令和7年度現在40名)

発達支援センターは平成26年に設置し、専門的なスタッフによる心身の発達に支援を必要とする児童とその家族に対する相談支援、発達障害者の支援体制の構築、発達障害の理解と普及を図っています。

また各学校には、特別支援教育支援員を市費で40名配置しています。

子どもたち一人ひとりに応じた支援の充実につながっています。また、教育職員の支援の充実につながっています。

4 公民館等の公共機関による出前講座等による支援

公民館では「学校と公民館との連携・協働」を大事に多様な学びの具現のために、各学校での教育を支える活動や事業を実施しています。学校に出向いて行う「出前講座」も実施しています。

同様にハケ岳総合博物館、尖石縄文考古館、市民館など公共機関による出前講座も実施しています。

出前講座の実施により、専門性の高い指導、地域の幅広い教材を学習に使い、子どもたち一人ひとりにとっても教育職員にとってもゆとりのある学習に役立っています。

5 いじめ対策の学校支援委員会・アドバイザーの配置〈弁護士、医師、心理の専門家・学識経験者〉

「いじめ防止対策推進法」(第14条第3項)に基づき、「茅野市学校支援委員会」を教育委員会の附属機関として設置しています。いじめ状況報告書の内容確認を行います。子どもの状況、学校対応、学校の方針などについて、専門的客観的な見地から、子どもの側に立って助言及び指導を行っています。

また、行政アドバイザーによるいじめ防止に向けた教育職員研修を実施し、指導の具体に行かしています。

教師一人が抱え込むことなく、また学校だけの判断対応だけでなくいじめの解決を図っています。

6 部活動の地域展開 (土日の部活はR8年度に完全展開 平日の部活動はR13年度までに完全展開) 13

休日の部活動は、令和8年度中に地域展開に移行します。また、平日の部活動は、令和13年度までに完全に地域展開にするように進めています。小学校の合唱団などの課外活動も今後研究していきます。

7 不登校支援 サポートルームの設置(6サポートルーム、7ミニサポートルーム)まなざ

し 県費 1 名、市費 10 名の教員配置

すべての小中学校内にサポートルームを設置。(6つのサポートルームと7つのミニサポートルーム)一人ひとりの子どものニーズに応じた学び場、子どもの居場所を確保し、子どもたちの持っている力を個に応じて伸ばす場所になっています。また、教育支援センター「まなざし」を学校外に配置し、すべての中学校から通うことができる学びの場、居場所として位置づけています。これらの居場所に、県費 1 名、市費 10 名の教員を配置しています。

子どもたちに合わせた居場所や支援体制をつくり、担任、学校だけで抱え込むことなく支援の充実とともに、子どもたちの成長に大きな役割を担っています。

8 給食指導、食育への栄養教諭、栄養士による指導 14

給食指導や食育などを栄養教諭や栄養士による指導が行われるようにしています。養護教諭や栄養士の負担にならないようにすることが必要です。

ボランティアの方による配膳準備をはじめとする支援については、今後の研究課題として考えていきます。

◎教育職員のメンタルヘルス

1 ストレスチェックの活用

すべての教育職員がストレスチェックを実施(100%実施)できるように声かけをしてきました。校長は日頃よりメンタルヘルスケアについて正しい認識を教育職員に付与して、県教育委員会、市教育委員会と連携して、周囲の理解を得やすくする環境を整えるよう努めていきます。

2 市独自のストレスチェックテスト

市独自のストレスチェックテスト表を教育職員に配布しています。日常からストレスチェックをし、早期対応で医療受診などへつなぎやすくしています。

3 教職員の相談窓口(育ちあいちの)

令和7年度より教職員の悩みを気軽に相談できるように「育ちあいちの」に窓口を設置しています。校長、教頭、同僚に相談しにくい内容や教育職員の個人的なこと等にも秘密厳守で相談ができるようにしています。

4 教育委員会による外部相談・医療紹介

市教育委員会から外部の相談窓口や医療機関などを紹介できるようにしています。秘密は厳守されます。